

山梨市駅南口周辺整備基本構想策定業務委託 公募型プロポーザル評価基準

■第1次審査（書類審査）

【表1：業務実績・実施体制評価】

評価項目	No.	評価基準	配点		
			採点	重要度	合計
業務実績	①	1.3ha以上の土地の利活用に関する検討業務の実績・知識・経験・ノウハウがあるか	5点	× 1	5点
	②	1.3ha以上の土地の交流空間創出に関する検討業務の実績・知識・経験・ノウハウがあるか	5点	× 1	5点
実施体制	③	業務に必要な人員を十分に配置しているか	5点	× 1	5点

第1次審査評価合計（満点） 15点

■第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

【表2：企画提案・業務理解・実施体制評価】

評価項目	No.	評価基準	配点		
			採点	重要度	合計
企画提案	1. 現状整理	① ・本市の地域特性を理解し、課題等を十分に把握できているか。 ・先進事例調査について、内容に説得力や実現性があるか。 ・具体的な提案があるか。	5点	× 2	10点
	2. 山梨市駅南口周辺における新たな空間のあるべき姿の整理	② ・「①コンセプト及びあるべき姿の検討」「②導入機能及び想定される規模の検討」「③ゾーニングの検討」に留意した提案となっているか。 ・整理に係る手法について、内容に説得力や実現性があるか。	5点	× 4	20点
		③ ・具体的な提案があるか。	5点	× 2	10点
	3. あるべき姿の実現に向けた手法の整理	④ ・官民連携事業での実施を考慮し、官民連携事業で実施した場合のメリット・デメリットの比較検討に留意した提案となっているか。 ・整理に係る手法について、内容に説得力や実現性があるか。	5点	× 4	20点
		⑤ ・具体的な提案があるか。	5点	× 2	10点
	4. サウンディング調査の実施	⑥ ・民間事業者から見てわかりやすい資料の作成など、サウンディング調査の実施に対する支援を的確に行うことができる提案となっているか。 ・サウンディング調査の実施について、内容に説得力や実現性があるか。	5点	× 3	15点
		⑦ ・具体的な提案があるか。	5点	× 2	10点
	5. 庁内会議の運営支援	⑧ ・庁内会議の運営支援について、内容に説得力や実現性があるか。 ・具体的な提案があるか。	5点	× 1	5点
	6. あるべき姿の実現に向けた諸課題の整理	⑨ ・あるべき姿の実現に向けた諸課題の整理について、内容に説得力や実現性があるか。 ・具体的な提案があるか。	5点	× 2	10点
	7. 基本構想案の策定支援	⑩ ・基本構想案の策定支援について、内容に説得力や実現性があるか。 ・具体的な提案があるか。	5点	× 2	10点
	8. プレゼンテーションに対する評価	⑪ ・本委託を実施する上で、仕様書にはない独自の提案がなされているか。また、それが実現可能かつ本業務の目的達成に有効であるかどうか。	5点	× 2	10点
業務理解	9. 業務理解	⑫ ・委託者が求めている事業の目的や効果などを理解した提案内容となっているか。	5点	× 2	10点
		⑬ ・提案内容が基本方針を踏まえたものになっているか。	5点	× 2	10点
実施体制	10. 実施体制	⑭ ・事業者の財務内容、規模、類似事業の受注実績等を踏まえ、信頼が持てる事業者であるか。	5点	× 2	10点
		⑮ ・自治体の業務について、理解が深い。 ・業務量の把握や工程計画が適切に実行できる体制であり、市と提案者の役割分担が明確であるか。 ・責任者や担当者などが明確にされているか。	5点	× 3	15点
		⑯ ・幅広い業務の遂行に際し、専門的人材を適切に配置した体制となっているか。	5点	× 3	15点

【表3：価格評価】

・見積額の評価点＝10点×（最低見積額÷見積額）（小数点以下切捨て）	10点
------------------------------------	-----

第2次審査評価合計（満点） 200点

[採点について]

・各項目の採点基準 5点：大変優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

■第1次審査（書類審査）

- ・評価基準は表1（15点満点）のとおりとす。事務局が評価基準に基づき採点し、平均点を評価点とする。
- ・評価点の上位4者が、第2次審査の対象とする。

■第2次審査（プレゼンテーション）

- ・企画提案・業務理解・実施体制評価の評価基準は表2（190点満点）のとおりとす。「山梨市駅南口周辺整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会」の各委員が評価基準に基づき採点し、各委員の評価の平均点を評価点とする。価格評価の配点基準は表3（10点満点）のとおとし、それぞれの評価点の合計を最終評価点とする。
- ・最終評価点が最も高かった企画提案者を優先交渉権者として決定する。なお、最終評価点が最も高い提案者が複数あった場合は、評価区分「企画提案」の評価点が上位の者を選定する。なお、「企画提案」の評価点でも決定しない場合は、提案価格が低い参加者を上位とし、提案価格が同額の場合は、審査会で協議の上、総合的に判断し、優先交渉権者を決定する。
- ・総得点が1位であっても、提案の内容が仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い評価項目がある場合は、優先交渉権者に選定しない。
- ・評価点が満点の6割（120点）を超えない場合、提案採用者候補として選定しない。
- ・企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を優先交渉権者とする。